



申告

住民課
税務係

高齢者(65歳以上)の特別障がい者控除

来年2月18日(月)から3月17日(月)の間に行われる確定申告で、介護保険の要介護4と要介護5の認定を受けている方、または次の項目に該当する方は「特別障がい者控除」の対象となりますので、申請をしてください。

高齢者の特別障がい者控除の対象者

- ① 介護認定において、要介護4と要介護5を受けている方
- ② 障害厚生年金(1級・2級)および障害基礎年金(1級・2級)を受給されている方
- ③ 桂川町在宅寝たきり老人等介護手当を受給している方

申請に必要なもの

①の介護認定を受けている方は、申請の必要はありません。確定申告の時に介護保険証を提示してください。

②の障害年金を受給されている方も、申請の必要はありません。確定申告のときに年金証書を提示してください。

③の「桂川町在宅寝たきり老人等介護手当」を受給している方は、申請が必要です。総合福祉センター「ひまわりの里」内の健康づくり課まで印鑑をご持参下さい。

※ 代理人が申請する場合は、代理人の印鑑(認印)もご持参下さい。

問合先 健康づくり課 高齢者・女性係 (☎65・0001)、住民課 税務係 (☎65・1076)

申告

住民課
税務係

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されているもので、申告の時まで大切に保管してください。

問合先 社会保険庁 控除証明書専用ダイヤル (☎0570・0009911)
(11月1日～平成20年3月14日、9時～17時)

問1 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

答1 今年分として申告できます。社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付する必要があります。

問2 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

答2 世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。



高齢者

健康づくり課
高齢者・女性係

寝具類の洗濯サービスの実施

洗濯サービスの期間中、希望者にはふとん貸し出しも行います。

対象 寝たきりや虚弱な高齢者(または、重度の身体障害者(児))のみの世帯

内容 掛けふとん・敷きふとん・毛布・マットレス

方法 洗濯↓乾燥↓消毒 (1週間)

費用 1回 200円

申込期間 12月17日(月)～平成20年1月7日(月)

問合先 ☎65・00001

図書館カレンダー
■は休館日です。
問合先 桂川町立図書館(☎65・4946)

12月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					